

ノルジェストメットに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和6年7月24日～令和6年8月28日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	<p>最大摂取量試算値が「0.00043 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日」に対して、最大摂取許容量がそれより大きい「0.0005 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日」ということで、問題なしとしています。その差はわずかで、「問題なし」とは言い切れません。</p> <p>畜産動物に投与されている動物用医薬品が、このホルモン剤だけなら、量が少ないから大丈夫というのは、百歩譲って我慢するとしても、これだけじゃないですからね。畜産物を通して人体に摂取される量より、こういう医薬品や飼料添加物によって、畜産動物自体に悪影響を与え、数字には表れないまでも、薬物まみれで育った畜産物を摂取していれば、ヒトの健康に悪影響を与えるだろうと想像できます。</p> <p>使用は禁止してください。</p>	<p>本成分については、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定）に基づき評価を行ったものです。本成分は豪州及びEUにおいてADIが設定されており。それらの評価について検討した結果、豪州の評価については用いた情報が少ないことから、より新しく多くの情報を用いたEUの評価を利用することとしました。消費者庁から提出された現行のリスク管理における推定摂取量が、EUが設定したADIの値（0.01 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日）を超えないことを確認したことを踏まえ、本成分については、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えました。</p> <p>複数の化合物へのばく露については、現段階では、JECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）やJMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>動物用医薬品の使用に関するご意見は、リスク管理に係るものと考えられることから、リスク管理機関である農林水産省に情報提供いたします。</p>

2	<p>薬品の研究期間が短く長期使用の安全性がないので使用して欲しくありません。今も問題になっている成長ホルモン（牛などに投与される）人体にも影響があるにも関わらず今も使用されている。そういった事例になる確率が高いです。長期にわたる安全性が見込めないかと思いますので、使用をやめて頂きたい。</p>	<p>本成分については、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定）に基づき評価を行ったものです。本成分はEUで行われた評価においてADIが設定されています。ADIとは、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと考えられる1日当たりの物質の摂取量です。ポジティブリスト制度導入以来のリスク管理について検討した結果、1日当たりの推定摂取量がEUが設定したADIを超えなかったことから、本成分が家畜に使用され食品に残留する場合の、人への影響については、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えました。</p> <p>本成分は、日本国内で動物用医薬品としての承認はなく、国内で使用されていませんが、動物用医薬品の使用に関するご意見は、リスク管理に係るものと考えられることから、リスク管理機関である農林水産省に情報提供いたします。</p>
---	--	--

※頂いたものをそのまま掲載しています。